



ご挨拶

平成21年度日本弁理士クラブ幹事長 清水善廣

<はじめに>

日本弁理士クラブ（日弁）の会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成21年2月1日より、本年度日弁幹事長の重責を担うことになり、既に活動を始めて9ヶ月が過ぎようとしておりますが、この日弁誌の場をお借りして、一言ご挨拶させていただきます。

本年度は弁理士制度110周年という節目の年に当たりますが、産業界においては、事業の選択と集中が進められ、産業の再編も進み、特許出願も量から質への転換を図る企業が増えつつあるなか、100年に一度という大不況にも見舞われ、これまでの、年間40万件前後の特許出願件数が、今年は30万件を下回りそうな勢いで激減しており、我々弁理士業界もその影響を受けています。また、弁理士試験制度の改革に伴い、本年度弁理士試験における論文式試験の合格者が944名という大量合格という結果となり、弁理士の増員が続いている状況です。目の前は、出願件数激減の中、弁理士大幅増員の継続という状況ではありますが、このような時だからこそ、産業界が知財の専門家である弁理士に期待するもの、或いは、弁理士が果たす役割を真剣に考え、将来に希望の持てる弁理士業を模索するいい機会が与えられたものと思います。会員の皆様方とともに模索していきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

<活動の柱>

本年度は、日弁として最初の2年制会長を務める筒井大和会長を日本弁理士会に送り出しています。筒井執行部を盛り立てるため、日弁の総力を結集して全面的にバックアップすることを本年度の活動の

柱としております。

筒井執行部においては、“全員参加により将来に希望の持てる弁理士業を目指そう！”をスローガンに、①弁理士の業務環境を整備し、社会環境の変化に適応できる特許事務所の基盤強化を実現する、②知財制度・知財業界の発展と我が国の産業競争力の向上に寄与し、弁理士の社会貢献を果たす、③プロパテント時代における多様な知財ニーズへ対応するため、弁理士の専門能力の更なる向上と、職域の拡大と充実に務める、④外国業務対応能力の更なる強化により、国際競争力を高めると共に、弁理士制度及び知財制度の国際的発展に貢献する、⑤日本弁理士会の組織・運営の再構築と機能強化を実行し、会員サービスの更なる充実に努めることを基本方針としています。

我々の日常業務に直結する、弁理士の業務環境の整備に関連して、i) 業務報酬制度を見直し、ユーザー・ニーズや会員の現状を把握した上で、業務報酬制度のあり方を改めて検討し、検討成果の公表等を目指すこと、ii) 弁理士に対する社会的要求・信頼性を満たすに足る弁理士業務の実務処理能力の質を維持することを基本とし、適正な弁理士数について検討し、検討結果に基づく提言を行うことが具体的事業計画に掲げられています。

先に触れたような我々を取り巻く環境のなか、是非ともその実現を果たしてもらうため、会員が一丸となって、筒井執行部を応援してゆく必要があるものと思います。先の現状把握のアンケート調査への協力も含め、会員の皆様方の筒井執行部へのご支援、ご協力を宜しくお願いいたします。

＜会員増員策＞

日弁は、P A会、春秋会、南甲弁理士クラブ、無名会、稲門弁理士クラブの5会派からなる連合体組織であり、2000人を大きく上回る会員を擁する最大の弁理士会派組織です。会長を始め多くの役員を毎年のように日本弁理士会に送り、人事面、政策面などからバックアップしてきております。しかしながら、弁理士試験合格者の大幅増加にもかかわらず、最近の会員数の増加が微増に止まり、無会派層の増加にともなって日弁のポジション・プレゼンスが低下してきているのではとの認識の下、桑原史生前幹事長より、日弁会員増員の方策の検討の指示を受け、昨年度政策委員会で種々検討いたしました。無会派層を当会会員として勧誘できることに越したことはありませんが、勤務弁理士や企業弁理士の比率も高く、直ぐには望めない現実があります。そこで、次善策ではありますが、日弁の存在をアピールし、まずは、日弁のシンパの増員を図る必要があるかと思っております。そこで、本年度は、日弁のメールマガジンとして「日弁メルマガ」を発行し、日弁シンパの増員を図ってゆきたいと思っております。内容は、日弁や、日弁を構成する各会派が実施している、研修会・セミナー、弁理士試験口述練習会、就職説明会、弁理士試験合格者祝賀会などの案内、出版案内、或いは、日本弁理士会、日弁政策委員会からの政策マターの情報発信、日弁活動報告など、弁理士受験生や新人弁理士が直ぐに必要な情報や、会員にも有益な情報をメインに考えています。

会務、会派活動に理解をしめしつつも、どうしても時間を割けない弁理士会会員も多く見受けられますので、このような情報発信やイベントを通して、無会派層の会員との交流の機会を設け、まずはシンパとなってもらい、会務・会派活動の重要性を理解し、いずれは会員となってもらい、将来の弁理士業界を支える人材を確保できればと思います。

昨年の日本弁理士会役員選挙の体験から、会員数が8千人を超え、しかも無会派層の比率が高まる中、大多数の無会派層にもアピールする選挙運動の重要性が高まってきています。そのような中、日弁シンパの増員は十分な選挙運動を行うための人的基盤となるものと思います。日弁シンパの増員について、ご理解とご協力をお願いいたします。

＜平成22年度日本弁理士会役員選挙＞

平成22年度日本弁理士会役員選挙は、候補者すべてが、無投票当選という選挙結果に終わりました。関係各位の、ご協力、ご尽力に御礼申し上げる次第です。12月14日に当選者祝賀会を予定しております。ご都合のつく会員の皆様のご出席をお持ちしております。

＜最後に＞

残り4ヶ月足らずとなっておりますが、筒井執行部をしっかりとサポートしてゆくため、幹事会一丸となって頑張りたいと思っておりますので、引き続き、本年度幹事会への、ご支援、ご協力の程、宜しくをお願いいたします。





「全員参加により将来に希望の持てる 弁理士業を目指そう！」

日本弁理士会会長 筒井大和

1. はじめに

本年度の会務活動も、4月のスタート以来、委員会を立ち上げ、常議員会及び総会を経て事業計画・予算の承認を頂き、続いて、日常会務の傍ら全国9支部への訪問等を行い、その間に110周年記念事業の実行と、慌ただしく過ぎて参りました。

本年度の事業計画は、(1)弁理士の業務環境の整備、特許事務所の基盤強化、(2)知財制度・知財業界の発展への寄与と弁理士の社会貢献、(3)多様な知財ニーズへ対応する弁理士の専門能力の更なる向上、(4)外国業務対応能力の強化、国際競争力の向上、国際貢献、(5)日本弁理士会の組織・運営の再構築、会員サービスの更なる充実、という5項目ですが、これまでの会務活動の主なものは以下の通りです。

今後も、事業計画の実行や新規マターへの対応等を更に進めて行く必要がありますので、日弁会員の皆様の絶大なるご支援・ご協力、叱咤激励等を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

2. これまでの主な会務活動

(1) 弁理士制度110周年記念事業の実行

本年度は、弁理士制度110周年に当たりますが、7月1日に、皇太子殿下のご来臨を仰ぎ、また三権の長（内閣総理大臣は政務につき、祝辞代読）等のご来賓もお迎えし、会員やご家族、招待者を含めて、600名以上の参加者の下、東京国際フォーラムと東京會館において、記念式典と祝賀会を盛大に挙行することができ、ホッとしているところです。無名会会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

(2) 特許法改正への対応

現在の特許法（昭和34年法）は制定から50年目を迎えており、その間の知財制度や知財環境の発展・変化には目まぐるしいものがあり、特許法を改めて見直して過去及び将来の時代の変化を取り込んだものにする等の理由で、特許法の改正が提言され、その検討機関として特許制度研究会が立ち上げられています。

日本弁理士会としては、当該研究会に委員（奥山尚一日弁会員）を1名派遣し、そのバックアップのためのWGも設置し、当該委員を通じて弁理士会の意見を述べています。改正の明確な方向性は未だ固まっていない状況ですが、会員の皆様にも、改正の方向性が明確になるにつれてその改正情報をお伝えする所存です。

なお、特許制度研究会の議論の内容については、特許庁のホームページに出ていますので、アクセスして頂ければと思います。

(3) 地域知財の支援と支援協定の締結

地域知財の支援は重要テーマの1つであり、知財支援センターや、地域知財活動本部、全国9支部等を通じて支援活動を行っていますが、その一環として地方自治体との支援協定をこれまで全国15の道県、2つの市と締結して来ました。それに加えて、本年4月16日に青森県と18番目の支援協定を締結しました。また、青森県との間では、県が県庁内に設置した支援センター及び県内の各所において、東北支部を中心に無料相談を行うことになっており、現在その準備をしています。

なお、支援協定については、鳥取県や大分県等との協定再締結の他、今後も、10月から来年にかけて、

山口県及び横浜市との間で新たに支援協定を締結することが合意されており、益々活発な地域知財支援を実行する予定です。

(4) 会設事務所の設置の総会承認とその準備

上記(3)と関連しますが、弁理士の少ない地域での支援に関して、どのような形で支援をするかということは、地域知財企画調整委員会等で検討され、知財推進計画においても、いわゆる共同運営事務所の設置として要望されて来ましたが、しかし、共同運営事務所の設置にも、運営の継続性等に難しい問題もあり、なかなか具体化して来ませんでした。

そこに、青森県から会設事務所の設置が要望され、それを検討した結果、会設事務所の設置の方が現実的である等の結論に至り、その設置が5月29日の定時総会にて承認されました。会設事務所は、日本弁理士会が事務所用借室や電話・コピー機等の事務所設備に関する費用を負担し（人件費の負担なし）、その場所に事務所（支所）の開設を希望する会員を公募するという、これまでにない画期的な試みです。このモデルが成功裏に進めば、地域知財の支援の新しい形として社会から注目されるものと考えます。因みに、この会設事務所の設置を表明したことにより、知財推進計画から、共同運営事務所の設置への要望は削除されました。

(5) 中小ベンチャー企業への支援

このテーマも地域知財の支援と共に、重要な支援テーマですが、本年度も支援センターや各支部等を通じて、様々な中小ベンチャー企業の支援を実行しています。本年度は国家事業に基づき発明協会が全国2350箇所で行う予定の企業訪問型の中小企業支援事業にも、各支部を中心に協力しています。

また、それに関連して、中小ベンチャー企業への支援の一環として、出願料金等の特許庁手数料の減免に関する制度の条件を緩和し、使い勝手の良い制度に変えることも日本弁理士会として要望しています。

(6) 総合アドバイザー型弁理士の育成

知財経営やコンサルティング等に長けた、いわゆる

総合アドバイザー型弁理士の育成は、知財推進計画等において社会から要望されている通りであります。このような弁理士の育成のため、日本弁理士会としては様々な努力をして来ましたが、今年度はそれを更に進めるべく、いわゆる知財ビジネスアカデミーの組織を独立の組織から弁理士会研修所の中に取り込み、研修所の部会として活動するよう組織変更しました。これにより、研修所のノウハウをより活かした知財経営やコンサルティングの実務研修を知財ビジネスアカデミー部会で行うことに加えて、若手弁理士のOJT研修の場にもしたいと考えています。

(7) 日本弁理士会知財総合センター（仮称）の設立準備

これは、知財経営等のコンサルティングを行う「日本弁理士会知財シンクタンク（仮称）」あるいは弁理士が各種のビジネスを行うに当たってビジネスのサポート（受任を含む）を実行できる「日本弁理士会ビジネスサポートセンター（仮称）」を外部機関として創設する、という目的で計画していたものです。この外部機関を弁理士会独自に設立し、平成12年以降の弁理士法改正で拡大されて来た弁理士の業務範囲を真に弁理士のビジネスとして取り込めるよう、実際に活動を行うためのものです。また、この外部機関を通じて、弁理士にとっての新ビジネスの開発が行えれば、より有意義と考えています。

そのため、総合政策委員会でその設立の是非を検討すると共に、実際にどのような形態や組織（社団法人又はNPO法人、株式会社等）が可能であるか等についても、別途具体的に検討を始めています。

(8) 国際知財活動の拡充

本年度の事業計画の目玉の一つとして、国際知財活動の拡充による弁理士の国際競争力の強化があります。その一環として、国際活動センターの機能の拡充をはじめ、各国の弁理士会や知財団体との交流の強化等を図っています。因みに、4月以降だけでも、AIPPLA及びドイツ弁理士会との交流会の開催の他、オーストラリア弁理士会の会合や、INT

Aへの役員派遣等も実行しました。今後も中国及び韓国のようなアジア諸国の弁理士会との交流の他、イギリス弁理士会・カナダ弁理士会との交流・役員派遣等を予定しています。

更に、国際活動センター以外にも、特許委員会・商標委員会・意匠委員会等の実務委員会を中心に、各種国際会議等に委員を派遣して、意見を発表するとか、交流及び情報収集を図るという活動を更に充実させて行く所存です。このような地道な活動を継続することにより、日本の弁理士の国際競争力を強化することが弁理士の将来の国際業務処理能力の向上に繋がると考えます。

(9)業務報酬のあり方の見直し・弁理士の質の維持の検討

弁理士の業務環境の整備と特許事務所の基盤強化に関連して、プロパテント時代にマッチした業務報酬のあり方や、弁理士の質を維持できる弁理士試験合格者数のあり方等についても、それぞれ委員会にて検討しています。

因みに、本年6月25日に公表された知財推進計画2009においては、弁理士の「大幅」増員に関する記述が、「大幅」から「必要な」増員という表現に変更されました。弁理士の実務処理力の質の維持については、今後も弁理士試験のあり方を含めて検討し、検討結果に基づく提言を行う所存です。

(10)会員サービスの向上

今回の未曾有の世界同時不況により、特許出願件数等の減少が起こり、我々弁理士を取り巻く業務環境は益々厳しくなっています。このような状況の中で、会員サービスのあり方を見直し、より現実的なサービスを提供できるようにするため、会員サービスWGを立ち上げ、これまで行って来なかったような会員サービス、例えば事務所運営の相談業務等を提供できる体制の整備を検討しています。

(11)特許業務法人制度の更なる見直し

前回の弁理士法改正により、特許業務法人における指定社員無限責任制度が導入されました。特許業務法人制度は、依頼者から見ても、業務の継続性の

確保等についてメリットがあると考えられます。また、特許業務法人制度は、弁理士数の増加や、時代の変遷等により、今後は更なる活用のニーズが出てくるものと予測されます。そこで、現在の特許業務法人制度における1人法人の不許可の見直しや、有限責任化の更なる推進等を行い、特許事務所の業態の選択肢を増やして、会員の業務への利便性を増進することに資する特許業務法人制度のあり方を検討しています。

(12)知財推進計画・特許庁等の国家的施策への対応

特許法の改正への対応以外にも、知財推進計画、審査基準の見直し、経産省・特許庁及びそれ以外の省庁（農水省＝種苗法・文科省＝著作権等）の施策や、国家的知財支援プロジェクト（iPS細胞関係等）への対応も、委員会や、各種WGを通じて積極的に行っています。

(13)将来の知財制度・弁理士制度を担う知財人材・発明家の育成

将来を担う知財人材（発明家を含む）を育成するため、パテントセミナー、発明スクール、学校教育支援等を更に拡充・強化する他、本年度はパテントコンテストに加えて、デザインパテントコンテストも開催すべく準備を進めています。

(14)外部団体（日本経団連等）や、他の土業との連携の強化

日本経済団体連合会（経団連）・日本商工会議所、日本知的財産協会（知財協）や、他の業界団体（中小企業基盤整備機構・発明協会等）との連携強化を図り、依頼者のニーズに対応できる弁理士業務の検討・提言を行う他、知財制度の総合的発展のため、関係の他土業、例えば、弁護士（日本知的財産仲裁センターのADR法による認証団体化・地域展開等）、公認会計士（知財価値評価等）、中小企業診断士・税理士（中小企業支援）等との連携を更に強化することを行っています。

(15)継続研修・実務修習への対応の実行

平成20年度の実経験を踏まえ、2年目となる研修

実行体制の更なる整備及び研修の実効性の向上を目指す他、同じく2年目を迎える実務修習等、新人弁理士の実務研修の実行と準備をしています。

(16) 弁理士業務の国際性と整合性のある試験制度の検討

外国業務に強い弁理士の育成のためには、弁理士業務の1つの重要な本質的部分である国際性と弁理士試験制度との整合性がとれていることが重要です。

前回の改正で、工業所有権に関する条約が弁理士試験の論文試験の出題範囲に含まれることが明確にされるよう省令等が改正されました。今後も、弁理士の業務の国際性に鑑み、弁理士試験が弁理士の国際性を担保するものとなるよう、引き続き検討を進めており、また、折に触れて、関係機関にも、アピールしています。

(17) 役員制度の見直し・再構築

前回の役員制度改正からこれまでの経緯や実経験を踏まえ、効率的な会務運営に資する役員制度のあり方を見直し、それに基づいて、役員制度を改めて再構築すべく、委員会にて検討を進めています。

役員制度以外には、日本弁理士会の会務の拡充へ

の対応と継続性の強化等のため、調査室の更なる拡充・強化を行い、政策マターへの対応（総合的政策立案や研究の支援）等も調査室で実行できる体制とすべく、調査室員の増員も図りました。

(18) 広報活動の強化

日本弁理士会が行っている種々の対外的・対内的活動について、広報の更なる強化が必要であるという認識の下、パテント誌の編集を既に広報センターに統合した他、広報センターを独立の附属機関に改組する作業に入っており、対外的（弁理士会外）・対内的（弁理士会内）広報機能を強化する準備をしています。

3. 今後の会務の予定

本年度は、以上に例示的にご説明しましたような多くの会務に取り組んでおります。本年度執行部としては、今後も、これらの事業や新規事業の実現に向けて、最大限の努力をする所存です。日弁会員の皆様におかれましても、より良い弁理士業の実現のため、これまで以上のご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。





会 務 報 告

日本弁理士会副会長 水野勝文

1. はじめに

日本弁理士クラブ、無名会、稲門弁理士クラブからのご推薦を戴き平成21年度日本弁理士会副会長を勤めさせて頂いております水野です。

本年度は、マニフェストを掲げて会長選挙を勝ち抜いた筒井大和会長の下、8名の副会長、11名の執行理事の20名の執行役員で会務を運営しています。

ほぼ任期の半分が過ぎましたが、ここまで無事に来られましたのも会員の皆様のご協力・ご支援の御蔭と感謝しております。

2. 事業計画と会務引継

本年度は予めマニフェストが検討されていきましたので、筒井会長の基本方針が明確になっており、各項目毎に担当副会長を決め、関連の附属機関や委員会の現状を理解しながら、比較的スムーズに具体的な事業計画に落していくことができましたと思います。現在、マニフェストの方針に沿って着々と進めています。

これにより、年度を跨いだ案件への対応や引継にも良い効果がありました。特に対外的な会務は時に微妙な実のある引継が必要となります。次年度会務検討委員会における活動は勿論ですが、前年度役員の方々のご配慮・ご協力が大きいと思います。ここに改めて感謝申し上げます。

3. 執行委員会と各役員活動

執行役員会は定例毎週水曜日に開催しています。毎週開催ですが、議案は少なくなく、駆込案件もあって、かなり要領よく質の高い審議をしなければなりません。役員会の後に時間があれば、事務局や調査室との打ち合わせも入ります。

各役員はこの他、それぞれ担当する対外的会務・対内的会務のための出張や会合もこなしていきます。例えば外国の弁理士会との交流、特許庁や議連などの外部との会合、支援協定締結や発明表彰、弁理士会の支部回りや地域支援活動、附属機関や委員会の会合、といったものです。

4. 主な会務活動の状況

4月からの主な会務活動をご紹介します。

[4月]

4月1日、執行役員会立上げと執行理事の指名、委員会編成。この間、各所へ就任挨拶。

4月2日も引き継ぎ各所へ就任挨拶。挨拶回りが結構時間を取ります。

4月中は就任挨拶や年度初会合が多いのですが、本年度は早々に「自民党法曹養成と法曹人口に関する国会議員の会」のヒアリングがあり、緊張のスタートとなりました。その前後では当然各方面との調整が必要です。

4月15日、第1回常議員会。本年度常議員会の立上げ、編成です。

4月16日、青森県との知財支援協定調印式。



▲調印式で協定書に署名された青森県の三村申吾知事と筒井大和会長。

ご挨拶

4月21日、A I P L A東京ミーティング。
4月28日、議案説明会。5月の常議員会、総会向けです。
4月はあっという間に過ぎました。

[5月]

5月7日、第2回常議員会、5月29日、第1回総会。昨年度の事業報告、決算、本年度の執行理事選任、事業計画、予算などを承認頂きました。本年度会務のスタート一段落です。
5月中旬には、「弁理士の将来展望ワーキンググループ報告会」を名古屋、大阪、東京で順次開催いたしました。同報告は事業計画にも密接に関係しています。

[6月]

6月、7月は日本弁理士会の各支部を訪問する時期です。本年度は7月1日の弁理士制度110周年の記念行事の準備もあり、多忙な6月となりました。
6月4日、自由民主党弁理士制度推進議員連盟総会。
6月5日、自由民主党知的財産戦略調査会。
6月9日、A I P P I 理事会。
6月12日、近畿支部訪問。
6月15日、北海道支部訪問。
6月16日、民主党知的財産制度改革推進議員連盟総会。
6月19日、東海支部訪問。
6月22日、四国支部訪問。
6月23日、九州支部訪問。
6月27日、弁理士の日記念「全国一斉無料相談会」開催。

[7月]

7月1日、弁理士制度110周年記念式典、同祝賀会。皇太子殿下のご臨席を賜り、皆様の御

蔭で無事開催することができました。本当にありがとうございました。



▲弁理士制度110周年記念式典にて式辞を述べる筒井大和会長。

7月3日、東北支部訪問。
7月10日、北陸支部訪問。
7月13日、中部支部訪問。
7月16日、鳥取県、知財支援協定調印式・記念イベント開催。
7月27日、第1回アドバイザーボード開催。外部委員の先生方には時宜を得た貴重なご意見を頂きました。
7月29日、全国発明表彰式。

[8月]

8月は、各方面の夏季休暇の影響もあり、いくらか余裕が持てるかもしれませんが、ここで懸案を片付けたいところです。
8月19日、横浜市との知財支援協定締結。
8月20～21日には、各執行役員からの現状報告と問題点のピックアップを行い、今後の会務執行に向けて全体討議を行いました。9月7日には「中央知的財産研究所公開フォーラム」を開催予定です。

今後共ご支援の程よろしくお願い申し上げます。



日本弁理士会執行役員会会務報告

日本弁理士会副会長 西島 孝喜

平成21年度日本弁理士会副会長となって約5ヶ月が経過しました。活動報告をいたします。

はじめに

弁理士会役員会は原則として毎週水曜日に行われており、ほぼ1日費やす程度の議案があります。現在弁理士会の会員数は8200人を超え、会務の重さは日に日に増しております。役員会ではさまざまな議案について議論し、結論を出します。特に予算を必要とするものについては費用対効果の観点を踏まえて慎重に検討し議論して結論を出します。

特許委員会

今年の特許委員会は例年にも増して検討事項が多く対応に追われる状況が続いております。今年特許委員会の関係で重要な動きは今年のはじめにはじまった特許庁長官の諮問会議「特許制度研究会」です。この会議は、今年が昭和34年法施行50年目の節目の年に当たるということで、「特許法を全面的に見直す」という遠大な構想の下に招集されたものであります。しかしながら、特許庁長官の諮問会議の位置づけがどういうものか戸惑っているところです。さらに特許庁長官が途中で代わったこともあり、どのような改正になるのか極めて不透明な状況です。

また、特許委員会の特許庁との関係では審査基準室との意見交換会があります。この交換会では弁理士会から審査基準室に予め質問事項を提出しておき、それに対して基準室の担当官がコメントすること、あるいは審査基準の改正案について担当官が弁理士会の代表に説明し、これに対する質疑応答を行うと

いったやり方で進められます。今回は産業構造審議会の知的財産政策部会の審査基準専門委員会によってまとめられた「産業上利用することができる発明」及び「医薬発明」に関する審査基準改正（案）について説明が行われました。

さらに、数年前からはじまった特許庁審判部が主催する特許性検討会に対して代表の委員を特許委員会から推薦しております。特許性検討会は当初進歩性がテーマになっていましたが、最近では36条もテーマになっております。この特許性検討会のメンバーは特許庁の審判官、会社の知財部員、弁理士、弁護士で構成され、技術分野ごとの検討グループが形成されます。そして、グループ毎に特許について確定した判決例を検討し、全体会議で検討結果を発表し質疑応答する形態で進められます。検討会が終わると、検討の内容をまとめた報告書が作成され公表されます。

さらに最近になって審判制度改革についての意見交換会が始まりました。この意見交換会は特許制度研究会でおこなっている審判制度についての議論をさらに深めていくという観点から審判制度全体についての意見交換を弁理士会とも行うというものです。

また、特許委員会はさまざまな意見募集についての対応が多くなってきておりこの点でも特許委員会の負担は増しております。他の委員会とも連携しながらタイムリーに対応しております。

国際活動センター

アジア、アメリカ、ヨーロッパのさまざまな団体との交流をし得られた情報を会員に周知することが

ご挨拶

主な役割となりますが、日本の弁理士のプレゼンスを外部に発信すること及び、弁理士の国際性を高める会員内部への活動と両方の役割をもつと考えます。

特に今年は弁理士の国際性を高めることの重要性を行動計画のなかで謳っておりますので活動は活発化したものになっています。

代表的には4月のA I P L Aの訪日団との交流会で、互いのさまざまなテーマでの意見交換会があります。オープンセミナーは会員に対する継続研修として高い関心があります。

10月にはA I P L A年次総会に併せてワシントンで同様な代表の委員を派遣しての意見交換会をもつことが毎年恒例となっております。その他、今年はオーストラリア、カナダの弁理士会の総会に参加することになりました。また、中国及び韓国の弁理士会との定期的な交流も行っております。

国際センターは条約の対応も行っており、特にP L Tについての動向に特許委員会と連携して注意を払っております。

産業競争力委員会

産業競争力委員会における模倣品対策は重要な活

動テーマであり、例えば、著作物の模倣、模造についての対応も含まれます。この観点で、弁理士会全体の効率的かつ一貫性のある活動を念頭に置いた場合、著作権委員会等の他の委員会と適切に連携を図り、互いに協力して対応することが望ましいと考えております。今年はこのような観点で活発に活動しており、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（A C C S）の賛助会員になりました。

A D R推進機構委員会

A D R推進機構委員会は弁護士との共同事業である仲裁センターを支える役割を担っており仲裁センターの活動については弁理士会の意向だけでは決定できないため、本委員会の運営には難しい面があります。しかし、ことしの委員会では委員の方々が積極的に議論に参加し、仲裁センターの支援及びA D Rの推進について活発な活動を行っております。

まだ、任期半ばですが、何とかやり抜きたいと思っております。





会 務 報 告

日本弁理士会副会長 本 多 一 郎

1. はじめに

日本弁理士クラブのご推薦により副会長を拝命させて頂いている本多一郎でございます。筒井大和会長1年目の船出から約半年が経過しましたが、その間、日本弁理士会の皆様には大変お世話になっており、日頃の会務のご協力を厚く御礼申し上げます。

本年度の執行役員会では、順位不同に、知的財産政策推進本部、総合政策検討委員会、広報センター、バイオ・ライフサイエンス委員会、農林水産知財対応委員会、関東支部、支部長会議、および監事会の会務関係を担当させて頂いております。これらの会務報告は、先に本年度の Patent 誌 8 月号の「正副会長の活動状況」の欄で行なっておりますので、重複を避けるため会務内容はそちらで確認して頂き、今回は視点を変えて、今年度の委員会の構成メンバーや雰囲気等について報告させて頂きたいと思いません。

2. 知的財産政策推進本部

知的財産推進計画2009（「2009」）に対し、日本弁理士会がなすべき事項の具体的提言・立案などを担当する重要委員会であるため、鈴木一永執行理事の助けをお借りして、昨年度の担当副会長であった福田伸一委員長の下、ベテラン、中堅の先生方が中心となって構成されております。これまでのところ、短期間でボリュームある「2009」を読み込んだ上で作業が続いております。当委員会は経験豊富な先生方のご意見が不可欠であるのは勿論ですが、今後は、将来を担う若手の先生方にも是非とも多数加わって頂きたいと思いません。

3. 総合政策検討委員会

総合政策検討委員会は、その重要性に鑑み、大西正悟執行理事の助けをお借りして、狩野彰委員長の下、弁理士会の活動に関連する様々な重要案件の議題について検討しております。本年度、当委員会を担当させて頂いて驚いたことは、そのメンバーの若返りであります。5年ほど前に当委員会に委員として参加したときは、登録15年目でも登録年数が最も短い方だったころに比べると、急激な若返りの感があります。8000名を超える全弁理士のうち半数以上がここ10年以内の合格者で、3分の1以上が試験制度改革後の合格者と推測される現状では当然の流れかもしれませんが、今後、ビジネスサポートセンター（仮称）の議論等、重要諮問事項について活発な議論を期待しております。

4. 広報センター

弁理士登録をしてからこれまで、色々な委員会に参加させて頂きましたが、広報センターと、本年度広報センターに組み込まれた Patent 誌編集委員会とにだけは縁がなく、また今にして思えばその理解もまったくありませんでした。しかし、この約半年間、稲岡耕作執行理事の助けをお借りして、経験豊富な高橋英樹委員長の下、スピーディーに広報に関する様々な活動を行なってまいりました。今後は、広報活動のより一層の強化を図るために、今年度の執行役員会の重要案件の一つでもあります「広報センターの附属機関化」をなんとしても今年度中に実現したいと思っております。

5. バイオ・ライフサイエンス委員会

バイオ・ライフサイエンス委員会は、本年度担当させて頂いて、その専門性の高さと、大学等の各方面からの注目の高さに、正直、驚いております。本年度は、当委員会元委員長の井出正威執行理事の助けをお借りして、札幌医科大学の石埜正穂委員長の下、中堅と若手中心のメンバーで各方面からの要請に対し迅速かつ的確に対応しております。当委員会は、人気のある委員会のため、各会派にとって同一人物を複数年続けて選出し難い部分はあるかと思いますが、各方面からの支援などの要請に対し、弁理士会として継続的に対応するためには、複数年の選出により経験を積んでもらうことが重要であると感じております。

6. 農林水産知財対応委員会

農林水産知財対応委員会は、井出正威執行理事の助けをお借りして、奥山尚一委員長の下、中堅・若手メンバー中心に活動しており、今後一層の活躍が期待される委員会です。当委員会はまだ委員会設立から3年しかたっておりませんが、今年度も、農水省による農林水産知的財産保護コンソーシアムの幹事会や、農林水産物等輸出促進全国協議会の知的財産関係の会員として新たに弁理士会が加わったことにより、種苗法のみならず地域ブランドにも精通した人材育成が急務であり、全弁理士にアンケートを配信して人材の確保に努めております。

7. 関東支部および支部長会議

関東支部は、久保 司支部長の下、各方面で活動しており、設立当初に比べ今日の活動には目を見張るものがあります。設立当初は、本会との関係で「屋

上屋を重ねない」といわれておりましたが、今は支援活動、研修、弁理士の派遣または推薦などの関係において、本会との間で調整を要するような場面が出てきております。ただ、東京以外に在住の会員にとっては、県単位で会務活動をする機会が大幅に増えたことになり、「全員参加により将来に希望が持てる弁理士業を目指そう！」をスローガンとする本年度の執行役員会の意向に沿うものであります。

支部長会議は、各支部の活動状況や決算状況を比較してみるにつけ、その役割は今後益々大きくなっていくものと思います。

8. 監事会

昨年度に続き本年度も幸田全弘監事長の「会務執行の合理化と効率化を図り、資産や会計処理の適正化に資することを目指し、日本弁理士会の健全な運営と社会的信頼の向上に留意し、会員の負託と社会の要請に応える」との方針の下、毎回厳格な監査が行なわれております。会務担当として、執行役員会における議決事項等の審議結果を監事会で月1回のペースで報告させて頂いておりますが、ご質問に対して即答できない場合が多々あり、毎回、沢山の宿題を頂いております。

9. 最後に

以上、担当させて頂いている会務について報告をさせて頂きましたが、上述の報告からも明らかのように、日本弁理士クラブの会員の皆様には会務が日々大変お世話になっております。つきましては、残りの約半年の任期におきましても、会務を全うする上で是非とも皆様の変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



活動報告

日本弁理士会副会長 井上 春季

1. はじめに

日本弁理士クラブのご推薦により副会長を拝命させていただいている井上春季です。会員の皆様におかれましては、日頃より本会の会務にご協力頂き厚く御礼を申し上げます。

昨年度は、一年間執行理事として役員室に通い、昨年度秋以降は次年度会務検討委員会により日本弁理士会の会務の勉強をさせていただいて、本年4月から副会長に就任いたしました。副会長職の大変さを痛感し、今日に至っております。

今年の執行理事会は、「全員参加により将来に希望がもてる弁理士業を目指そう！」のスローガンのもと、事業計画を着々と実行しております。そこで私の担当する、知的財産支援センター、弁理士制度110周年記念事業委員会、研修所、パテントコンテンツ委員会の活動内容について報告します。

2. 知的財産支援センター

知的財産支援センターは、平成10年に設立した外部機関で、主な役割は、支援センターの全般的な活動の広報を行う「総務部」、対外的に知的財産支援センターを行う支援員、及び一般の方に対する意識の昂揚、及び知財教育支援活動を中心とする事業を行う「第一事業部」と、大学、及び中小企業を対象とした支援を中心とした支援活動を行う「第二事業部」と、支援協定を結んでいる地方公共団体等の支援事業を行う「第三事業部」と、特許出願等の手続を行う資力に乏しいと認められる者に対して、同手続を行う費用の援助を行う「出願等援助部」の5つの部会に分かれて、総勢90名の運営委員で活動して

います。

(1) 本年度の活動の概略

また地方自治体支援に関しては、4月16日に青森県と支援協定の調印が行われ、16の地方自治体と協定が締結されて、各道県市で行われるセミナー、相談会等が開催されております。また、本年度は、新たに2～3の地方自治体との支援協定が予定されております。

なお、これらの地域知財の活動の中心的役割を有するのは各支部であり、各支部のマンパワー不足などの場合には、支部の要請を受けて支援センターが活動しております。

また、自治体支援以外の事業についても、例年通り活発に活動を行っております。

例えば、産官学連携に関しては、例年と同様に6月に京都会議に参加すると共に、9月にはUNITT 2009「産学連携実務者ネットワーク」に積極的に参加しております。

また、ICTベンチャーセミナー等各種セミナーの外部機関の講演会等への講師派遣、相談員の派遣、発明展への審査員・表彰者の派遣、弁理士の日「全国一斉無料特許相談会」、出願援助制度の運用を行っております。

3. 弁理士制度110周年記念事業委員会

本委員会は、110周年となる弁理士制度を記念した事業です。

本年7月1日に行われた記念式典では、皇太子殿下のご臨席を仰ぎ、河野衆議院議長、竹崎最高裁判所長官及び二階経済産業大臣をお迎えし、東京フォ

ーラム「ホールD」で開催しました。また祝賀会は東京會館「ローズルーム」で、中川弁理士制度推進議員連盟会長を初めとする多数の来賓を迎えて開催しました。参加された方は、式典では531名（うち同伴者85名）、また祝賀会では、526名（うち同伴者83名）でした。このうち招待者は、式典では98名、祝賀会では、104名でした。日本弁理士クラブからも多数の会員の先生方が、式典及び祝賀会に参加して戴き、この場を通じて厚く御礼申し上げます。

この委員会では、式典及び祝賀会の修了を受け、記念誌の編集、発行で委員会が終了します。

4. 研修所

研修所は、弁理士業務に従事するのに必要な研修を行うことを目的に昭和53年に設立した外部機関です。16の部会（今年から知財ビジネスアカデミー一部が研修所の企画、運営となる）に分かれて、日弁の伊藤所長の下、総勢110名の運営委員で活動しています。

研修所の最も関心が高いと思われる、継続研修と実務修習の内容を記載します。

（1）継続研修

継続研修は、昨年4月から開始されました。

平成21年3月31日には、グループAの会員の先生方が経過措置期間の終了となり、本21年度末には、グループBの会員の先生方が、以後年度末ごとにグループC、D、Eの会員の先生方が経過措置期間の終了となります。経過措置期間の終了後、新年度になると通常の継続研修の期間となり、5年間毎の周期で繰り返され、70単位数の研修を行う必要があります。この70単位は、倫理研修10単位と、業務研修60単位以上を取得する必要があります。なお、業務研修の中には、その重要性に応じて会長が指定する必修科目があり、この必修科目は必要単位数を満たしていても全員が受講しなければならず、具体的な科目としては、法律改正、条約の改正や知的財産施策等の重要性の高いものがあげられます。そして、必修科目については、通常の研修期間とは別の受講

期間が設定されていることに留意が必要です。この受講期間としては、eラーニング配信後の2年経過後の年度末までの研修期間を予定しております。

なお、パソコンの操作が苦手な会員の先生方に対し、日本弁理士会の東京、大阪、名古屋の事務局にeラーニング研修用のパソコン端末ブースを設置し、事務職員がパソコンの立ち上げ操作等を行い、会員は簡単な操作のみでeラーニング研修を受けられるシステムを設けております。

また、「外部機関研修」、「講師活動」、「著作執筆活動」について、申請を行った場合には単位とみなされる場合がありますが、一定の期間に申請をする必要があります。また、高齢者等の一定の条件の下、継続研修について軽減・免除される場合もあります。いずれにしても、軽減・免除をはじめとした申請について等、継続研修に関する事項については、6月末に日本弁理士会から発送している「継続研修に関するガイドブック」（平成21年度版）をご参照下さい。

（2）実務修習

昨年度から弁理士試験合格者等に対する実務修習が開始されています。

この実務修習制度は、近年の弁理士合格者数の大幅増加により、弁理士登録前に実務を経験していない合格者も多くなったことに鑑み、新人弁理士として最低限必要な知識・技能及び専門的应用能力を修得させるための制度で、弁理士登録の条件として、弁理士登録前の実務修習が義務づけられた。昨年度の弁理士試験の合格者574名から適用され、実務修習を弁理士登録の前に受けることにより新人弁理士の資質が向上するものと期待されています。

この実務修習は、経済産業大臣が指定した実務修習機関である本弁理士会が、平成20年12月から本年3月の期間で、第一回の実務修習が行われました。

実務修習に必要な課程については、弁理士法、弁理士倫理、弁理士業概論のほか、特許（実用新案を含む。）、意匠及び商標に関する理論及び実務に関する課程、並びに工業所有権に関する条約その他弁理士の業務に関する理論及び実務に関する課程を全部

で31課目144単位（一単位30分）の全てを修習する研修となっています。

実務修習の方法としては、課目の特性に応じて、eラーニング研修と集合研修とを組み合わせています。ここで、144単位の課程のうち90単位についてeラーニング研修、残りの54単位が集合研修となっています。

集合研修は、あらかじめ課目ごとに提示した課題に対して、実務修習生に起案の提出を求め、この起案をもとに、討論や講義を主として行う研修内容となっています。

5. パテントコンテスト委員会

パテントコンテストは、日本弁理士会が、文部科学省、特許庁、及び（独）工業所有権情報・研修館と共同で開催している事業です。パテントコンテストは、高校、高専、大学に在籍する学生が対象となり、新規有用な発明に対し出願支援を内容とするもので、平成15年から正式に開催しています。本年度からは、従来のパテントコンテストに加え、デザインパテン

トコンテストも正式に開催の運びとなっています。

なお、デザインパテントコンテストの応募資格は、前記パテントコンテストと同様に高校、高専、大学に在籍する学生が対象となりますが、原則的に主催者が指定する「意匠権セミナー」を受講しているを条件としています。

なお、昨年はパテントコンテストの応募総数（括弧内は出願支援を行った件数）は、大学部門64件（7件）、高専部門30件（1件）、高校部門154件（4件）です。またプレで行われたデザインパテントコンテストで出願支援を行った数は、19件です。

6. 最後に

以上、私の担当させていただいている委員会等の活動内容について紹介させていただいておりますが、今後も日本弁理士クラブの会員の皆様には、今後とも変わらぬ御支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

（平成21年9月記）





常議員って何する人？

日本弁理士会常議員 中野圭二

1. はじめに

日本弁理士クラブからご推薦頂き、平成21年度より常議員（1年度）を努めさせて頂いております中野圭二（略称；中野A）です。

常議員会には中野が二人いることから、区別するために略称で呼ばれています。執行理事の中野寛也先生の略称は、中野Bです。

2. 常議員とは？

私と同年代の会員には、「常議員って何する人？」と、よく聞かれます。何となく分かっているようで、いつも答えに困ります。

常議員は、正副会長及び執行理事と共に常議員会を組織し（会則75条）、常議員会では、以下の事項について審議します（会則78条）。

- (1) 総会に付する議案に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会規の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
- (5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- (6) 綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、及びコンプライアンス委員会の委員の選任に関する事項
- (7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項

数多くの審議事項があるように思えますが、本年度は今までに2回の常議員会が開催されただけです。総会に先立って執行役員会（会長、副会長、執行理事）の提案を事前に審議することが主な役割です。

3. 審議委員会

常議員になって初めて知ったのですが、常議員会には審議委員会があります。

本年度の常議員会にも、審議委員会（調整委員会、第1～4委員会）が設置され、私は第2委員会に所属しています。しかし、第2委員会は、設置されて以降、これまで一度も開催されていません。おそらく他の委員会も同じ状況であると思います。執行理事の中野Bさんが毎週弁理士会に通っているのとは、大きな違いです。

今年は、ついに会員数が8千名を越え、さらに毎年500名前後の弁理士試験合格者が新たに会員登録しています。このように増え続ける会員の声を反映させるには、選挙により全国の弁理士から選出された常議員をもっと活用するべきで、せっかく設置した審議委員会を利用したら良いのではないかと思います。

まだ任期は1年半残っていますので、少しでもお役に立てたらと思います。今後とも宜しく願い申し上げます。



監査の成果？

平成21年度監事会監事長 幸田全弘

異例ですが、監事2年度目も監事長を務めることとなりました。

初年度の監事長としては、先の会報（第32号）で記述しましたように、監査方針を明確化するとともに、監査の視点を明らかにし、監査を受ける立場の執行役員会、附属機関、各支部（支部長と監査役）および委員会の委員長など関係各位に、監事会の方針を具体的に説明してご理解を得ました。しかるのち、突合監査を中心とする会計監査の比重を軽くし、会務監査に十分な比重をおいて行なうこととしました。

なお、この方針は、本年度も監事各位のご了解のもと、継続しています。

前記監査方針の説明において、最も質問の多かった事項は、会計監査における「費用対効果」をどのように判断するのか、ということでした。

従前は、かかる観点からの監査は殆どみられず、監査を受ける立場としては、どのように説明すればよいのか分からない、とのことでしたので、具体的な例を挙げ、その対処方法を納得の行くように説明いたしました。

もっとも、日本弁理士会の事業には、予算執行に際し、直ちに「費用対効果」を上げることができない事業（知財の昂揚普及事業など）も相当あるため、監事会では、その辺の事情を十分に考慮しながら、監査をすることが大切であることも理解しています。

その結果、本年度の執行役員会では、多くの役員が「費用対効果」を重視されるようになってきている、との声を聞くようになるとともに、本年度の定

時総会においても、「費用対効果」の言葉が質問者から述べられた、とも聞き及びますので、監査方針と監査の視点の公表は、監査効率の向上に繋がり始めるとともに、監査対象機関がそれぞれ予算執行に際して、事業内容を「費用対効果」の観点からも検証され始めるなど、早くも効果が現れ始めたようです。

また、昨年度の監事会においては、監事に関する例規の見直しを検討し始め、幾つか問題点の提起を行ないましたが、監事の足並みが揃わず、改正を見送りました。

本年度、改めて監事会で検討した結果、監事の任期に関する条項を早急に修正することで一致し、執行役員会において、改正することが同意されましたので、WGを立ち上げ、改正案を秋に予定されています臨時総会で提出できるよう努力しています。

改正の理由は、年度末に任期を終了した監事も加わって行われる最終監査の信頼性を確保することです。

当該年度の最終月（3月分）の監査を、年度内に行うことが物理的に困難であるため、最終の監査は、新年度の4月に実施せざるを得ません。

しかしながら、選挙で選出された2年度目の監事（5名）と総会で選出された外部監事（2名）の各任期が、年度末の3月で終了するため、従来慣例で行なわれていた前記7名の監事と、2年度目に入った監事（5名）による最終監査は、その有効性について例規上の根拠がありません。

今回の改正は、監査そのものに対する信頼性を確保するための改正ですので、会員各位のご理解とご

支援をお願いする次第です。

上記の検討に際し、役員選出に関する会則第63条中の、「…監事は引き続き再任されることができない。（第7項）」の規定についても、何故かかる規定が制定されるのか、その理由を調査しましたが、正当な理由を見つけ出すことができませんでした。

一方、前記規定は、会員の権利である「監事に立候補できる被選挙権」を実質的に制限するものであると思料されるため、改正について模索しましたが、副会長については、かかる規定が存在せず、監事に関する前記規定を改正したとしても、例規の整合性を欠くおそれがあるため、秋の臨時総会での会則改正は見送りました。

いずれにしましても、監事に関する他の例規（会令・会規）にも、改正すべき条項が含まれていますので、監事会では引き続き検討を行ない、例規に則った監事会として、適正な監査が行なえるよう努力する所存です。

ところで、私が独自に蒐集した資料に基づく計算によれば、平成13年～平成20年までの間、弁理士

試験合格者の大幅増加と、現在の弁理士会館建設費用の返済に当たられていた一人4,000円の負担金が、完済によって会費として徴収されるという実質的な会費値上げとによって、会費収入は年平均1億3000万円、会費支出は、収入とほぼ同額の年平均1億1千万円、次年度繰越金は年平均9,000万円が増えています。

全国に9つの支部が設置され、支部に属する会員各位の努力もあって、日本弁理士会の活動が活発化し、弁理士の社会的地位の向上が図られるようになりつつありますが、その背景には会費収入の増加もあるように思料されます。

前記のように、収入が増えた分だけ支出も増え続け、同時に繰越金も増えているため、日本弁理士会の会計は非常に安定しているように思えます。

しかしながら、日本弁理士会の事業目的（会則第2条および同第3条）に照らして考えた場合、また、100年に一度という未曾有の経済不況の嵐に巻き込まれている弁理士業界の現状を考えると、現在の事業関連の支出内容が本当に適正と言えるのか、会員がそれぞれの立場で検証する必要があるのではないか、と考えます。 以上





日本弁理士会の研修

日本弁理士会研修所所長 伊藤 高 英

2年目を迎えた義務研修

既登録会員を対象とする継続研修及び弁理士になるための資格取得者を対象とする実務修習は、平成21年度に2年目を迎え、既に約6箇月が経過した。

研修所においては、義務研修の実行・運営方法のルーチン化を図るべく種々の検討や試行を進めている。運營業務の中には、会員のご協力を得ることによって初めて円滑に運営可能となる事項も存在するので、会員の皆様には是非ともご協力をお願い申し上げます。

継続研修の厳格性

継続研修は法定の義務研修であるためにそれぞれの運営手法についても法的に定められている。従って、研修を運営する側及び受講する側においてもその法的内容を満たすように努力する必要がある。

研修を運営する側においては、作業順に、経済産業大臣に対する研修計画の事前提出・承認、出欠管理、経済産業大臣に対する事後報告等を法的内容に従って実行する必要がある。特に、座学集合研修の出欠管理においては、研修当日の研修現場において正確かつ円滑に実行する必要がある。これまでの経験の中で、研修会場への入退場において渋滞が発生する等の不具合があった。そこで、ITを利用してスムーズに入退場でき、正確な出欠管理を実行可能なシステムを導入して、継続研修を厳格に実行するシステムを整える予定である。運営側におけるマンパワーに頼る作業のうち可能なものからITを利用して作業の正確性、効率性、迅速性等を向上させることを検討している。

研修を受講する側においては、会員毎に定められている研修期間内に所定の単位の研修を受講する必要がある。日本弁理士会（以下、弁理士会）より全会員に配布されている継続研修ガイドブックを折に触れてご利用下さい。特に、弁理士会主催、共催等の研修においては、弁理士会側において受講者の受講単位を弁理士義務研修支援システムに登録しますが、それ以外の研修の受講単位は受講者からの申請がなければ登録されませんので、必ず所定のフォームに従って受講単位の申請をされますようお願い申し上げます。申請が必要とされる受講単位としては、認定外部機関の研修を受講した場合、所定内容の科目の研修の講師をした場合、所定内容のテーマに関する著作物を発表した場合、弁護士特例を受ける場合等がある。勿論、研修受講の軽減・免除を受ける場合にも申請が必要である。

新規登録者の継続研修

弁理士に新規登録した者の継続研修は登録した年度の次の年度より5年間の研修期間が開始される。従って、昨年度に弁理士試験を合格し、実務修習を修了して本年度弁理士登録された者は、来年度から継続研修（5年間で70単位以上の受講）を受講する義務が発生する。但し、必修科目については継続研修の研修期間の開始前においても受講可能である。この場合、受講単位は認められないことになっている。

受講者数が増加する実務修習

平成21年度の弁理士試験の論文式試験の合格者は944名であり、本年度の実務修習受講希望者は900名

ご挨拶

程度になることが予測される。因みに昨年度の実務修習受講者は約560名であった。従って、大幅な増加である。

弁理士会は昨年度に経済産業大臣より指定修習機関としての指定を受けているので、年度当初より本年度の実務修習の準備を進めている。幸いにも研修規模も900名程度として東京、大阪、名古屋の会場確保、講師のお願い等を進めているので、受講者数の増加による大きな混乱を回避して実行できると考えている。しかしながら、スクーリングの講師予定者には、スクーリングの講義を2回以上ご担当いただく可能性があり、紙面を通じて謝意を表するとともに、新規の講師育成も喫緊のテーマであると認識している。

研修所においては、今後、受講者数の正確な予測のもとで更に綿密な準備作業を進めて本年度の実務修習を成功裏に終えるように努力する所存である。

知財ビジネスアカデミー事業

本年度より知財ビジネスアカデミー事業を研修所に統合して運営することになった。

知財ビジネスアカデミー事業は、弁理士が特許庁との手続に関するコア業務に加えて周辺業務にウイングを広げるための人材育成を実行することを一つ

の目的として進められ、研修対象者に弁理士以外の外部の人材に積極的に参加いただいて研修効果をあげる方策がとられている。

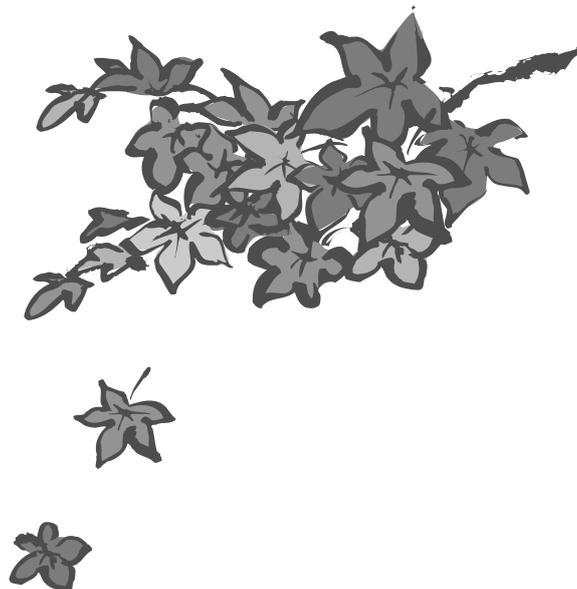
研修所の伝統的な研修業務と知財ビジネスアカデミーの研修業務には共通項も多いために、両事業が統合したことによる利点を伸ばすように運営を工夫する予定である。

知財人材育生を担う弁理士

丁度一年前より始まった世界的経済の急激な落ち込みの中で、知財立国を謳う我が国において知財人材の育生が求められている。弁理士会は会員である弁理士の研鑽を支援することはもとより、知財関係者の知財マインドの高揚に力を注ぐことが求められている。研修所においては、弁理士会内部および外部の他の組織と研修の面で共同して知財人材育成に貢献できる企画運営を実行する所存である。

お願い

研修所は正副所長と運営委員とで構成される部会制をとって運営しております。是非日本弁理士クラブ会員の皆様には、研修所の一員となられて、自ら受けた研修内容を企画・実行する等の会務参加をお願い申し上げます。





日本弁理士会中央知的財産研究所から

副所長 涌井 謙一

1. はじめに

中央知的財産研究所（以下「研究所」という）は平成8年に「長期及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資する」（会令第27号 第2条）という目的の下、日本弁理士会の附属機関として設立されました。

本稿では研究所の現状を簡単に報告し、挨拶にさせていただきます。

研究所はこれまでの13年間に20以上のテーマについて研究を行っています。これまでのテーマは日本弁理士会のホームページでご確認ください。

http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/chuouou/index.html

2. 研究所の活動

＜調査・研究活動と「報告書」の発行＞

研究所は、前記の目的の下、研究テーマ及び研究を行っていただく研究員の構成などの事業計画について日本弁理士会執行役員会、必要に応じて会長のご承認をいただき、設定された研究テーマについて調査・研究し、研究結果を「報告書」にまとめて発行しています。

研究員は一研究テーマについて15名程度です。日本弁理士会の会員、知的財産関係の仕事が多くされている弁護士、知財の研究をご専門にされている学者・研究者1／3程度ずつで構成されます。

各研究テーマの調査・研究期間は1年～2年程度です。毎月1回（2時間）研究会が開催され、報告テーマを与えられた研究員が1時間報告を行い、その後1時間討議を行います。毎月の研究会での報告・討議を踏まえ、報告した研究員が内容を文章化

し、最終的に「報告書」に取りまとめられます。

現在、関東では、「訂正・補正を巡る諸問題」、「商標の基本問題について－商標の識別性と商標の機能を中心として－」の研究部会が昨年9月から進行中（平成22年3月末までの予定で、若干の延長の可能性あり）です。関西では、昨年4月から開始されていた「特許法第104条の3に関する研究」が本年7月で終了し、本年9月からは「審判及び関連する制度の研究」が開始されています。

＜「報告書」の Patent 別冊での発行＞

当研究所の成果物である「報告書」は、日本弁理士会の全会員に配布するだけでなく、裁判所、特許庁、弁護士会、知財関係の学者・研究者にも配布（寄贈）しております。

当研究所は、権利の創設から行使にまで一貫して関わる実務家たる弁理士と、主に権利行使の場面で実務に関わる弁護士、知財の研究をご専門にされている学者・研究者が一堂に会して議論し、その結果を「報告書」にまとめるという、日本国内には他にあまり存在しないユニークな研究機関であるところから「報告書」の内容は各方面から参考にしていただいているようです。

近年の研究課題に関しては、平成20年12月31日付で「クレーム解釈をめぐる諸問題」、平成21年1月31日付で「損害賠償論」、平成21年3月30日付で「商標の使用について」の報告書がそれぞれ発行され、昨年7月までで研究を終了した「進歩性について」、本年7月で研究を終了した「特許法第104条の3に関する研究」の報告書が本年中に発行される予定です。

「報告書」は、従来、非売品として頒布されるものでしかなかったため、一般人が簡単に入手できるものではなく、「報告書」掲載論文を他の論文などに引用しづらいという問題がありました。



知的財産支援センターの活動報告 (小中高等学校支援を中心に)

知的財産支援センター 副センター長 中村 猛

1. はじめに

私が日本弁理士会知的財産支援センター（以下、支援センター）の第1事業部担当副センター長を仰せつかってから早くも5ヶ月が経過しました。適任者が他に多数おられる中、運命のいたずらとでも言いましょうか、出願等援助部に属しておりました私になぜか白羽の矢が立ちました。

勝手がわからず不安でしたが、第1事業部の各部署の皆様をはじめとして多くの方々に支えられて、何とか務めております。特に、第1事業部副担当の羽鳥亘副センター長及び貝塚亮平第1事業部長には、大変お世話になっております。この場をお借りしてお二人に厚くお礼申し上げます。

2. 支援センターの概要

支援センターは、日本弁理士会のウェブサイトにも紹介されていますように、弁理士の社会貢献活動を通じて知財マインドの醸成等を図るべく、日本弁理士会の附属機関として1999年4月1日に発足しました。

支援センター発足後すでに10年以上の月日が経過しています。その間、支援センターは、知的財産制度の昂揚と普及、知的創造活動の奨励とその成果の発掘、知的財産権の取得と活用の振興、知的財産権の取得・活用の啓発、教育、指導、相談、知的財産に関する情報の提供を通じて、知的財産制度の発展

に尽くして参りました。

支援センターは、第1事業部、第2事業部、第3事業部、出願等援助部及び総務部の5事業部体制を組み、全国各支部と連携しながら活動しております。

私の属する第1事業部は、小学校、中学校、高校の知財教育の支援活動を担当しています。

第2事業部は、主に大学及び中小企業への支援活動を担当しています。

第3事業部は、主に地方自治体への支援活動を担当しています。

出願等援助部は、資力の乏しい個人等への出願費用の援助を担当しています。

総務部は、支援センターの活動を内外に伝えるための「支援活動だより」やパンフレットの作成、支援センターの管理業務等を担当しています。

3. 第1事業部の活動（出前授業）

知的財産推進計画2009では、各地域での各学校段階に応じた知的財産教育の実施が求められています。支援センターでは、小学校、中学校及び高校からの要請に応じて講師を派遣し、知的財産に関する授業を行っています。この授業を出前授業と呼んでいます。

2003年9月6日に群馬県創世中学校で行われた第1回出前授業から2008年度までの5年間に、下表に示すように出前授業が行われました。

表 出前授業の実施実績

	2003-2005年度まで		2006年度		2007年度		2008年度		合計	
小学校	37校	3108名	34校	2679名	39校	2040名	54校	4188名	164校	12015名
中学校	13校	1539名	4校	488名	8校	644名	6校	1143名	31校	3814名
高校	17校	2137名	10校	1066名	32校	2311名	45校	4892名	104校	10406名
教員	2校	130名	6校	387名	7校	222名	10校	435名	25校	1174名
合計	69校	6914名	54校	4620名	86校	5217名	115校	10658名	324校	27409名

表に示すように、出前授業の開催回数及び参加者は年々増加しています。特に2008年度では、平年のほぼ倍の授業が実施されています。中学生や教員への出前授業の増大は、今後の課題の一つとなるでしょう。

近畿支部、東海支部、関東支部の活動が特に活発で、上記表に記載の多くの授業は、近畿支部、東海支部及び関東支部によって実施されたものです。知財に関する出前授業の要請は、日本弁理士会各支部で受け付けられます。各支部で対応可能な場合は、各支部から講師を派遣して授業を行うようになっていきます。

しかし、講師として派遣可能な会員を多数抱えている支部もあれば、十分ではない支部もあります。そこで、第1事業部では、各支部からの応援要請に基づいて、各地域での出前授業をバックアップしています。

文部科学省の学校基本調査平成21年度によると、全国の小学校数は22,258校、児童数706万4千人、中学校数は10,864校、生徒数360万人、高校数は5,183校、生徒数334万7千人となっています。

この統計と上記表とを比べますと、全国の小学生、中学生及び高校生のうち、知的財産に関する出前授業を受講した経験のある生徒の割合は、1%にも遠く及ばないことがわかります。

高校生はともかく、小中学生に知財を説く意義があるのかという疑問を持たれる方がいらっしゃるかもしれません。しかし、他人を傷つけない、他人から盗まない等の基本的道徳心が養われるべき時期に、知的財産を尊重する心を一緒に育てていくことは、知財立国を目指す我が国にとって将来重要な財産になると考えます。

一方、弁理士会のマンパワー及び資金には限界がありますので、知財の出前授業の実施回数等を無制限に拡大するわけにはまいりません。従って、限られた予算及び人員の中で、できるだけ多くの生徒にできるだけ良質な知財授業を届けることが今後求められることでしょう。

4. 授業用共通台本の管理

第1事業部では、上述の出前授業を効率よく行うことができるように、以下に挙げる授業用共通台本を用意しています。

- | | |
|------------------------|----------|
| (1)「君も今日からエジソン」 | 小学校高学年向け |
| (2)「工作授業」 | 小学校高学年向け |
| (3)「特許制度のしくみ」 | 中学生向け |
| (4)「おにぎりパックの特許出願と特許侵害」 | 高校生向け |
| (5)「パン職人レオ君物語」 | 小学校高学年向け |
| (6)「弁理士 田島小五郎物語」 | 中学生向け |
| (7)「電子紙芝居著作権編」 | 小学校高学年向け |
| (8)「特許ってなあに」 | 小学校低学年向け |
| (9) 高校生向け著作権授業台本 | 高校生向け |
| (10) 小中学生向け商標授業台本 | 小中学生向け |

なお、少人数の講師でも授業ができるように、上記台本のいくつかには、声優による音声入りのバージョンも用意されています。また、本年度は、特許庁初代長官である高橋是清を題材にした新規台本の作成を予定しています。

さらに、本年度は、羽鳥亘副センター長を議長として、授業用共通台本をより使いやすくするためのワーキンググループが特別に編成され、授業用台本をより有意義に活用できるようにするための議論が重ねられています。

5. おわりに

支援センターでは、上述のように、多面的な知財活動支援を、長年にわたって幅広く行っており、各方面から高い評価を得ています。日本弁理士クラブの会員の皆様におかれましても、支援センターの活動目的をご理解頂き、何卒積極的にご参加下さいますようお願い申し上げます。

「日本知的財産仲裁センター」の センター長就任にあたってのご挨拶

センター長 日野修男

日本知的財産仲裁センターの沿革と業務

日本知的財産仲裁センターは、1998年4月、日本弁護士連合会と日本弁理士会により、知的財産に関する裁判外紛争解決機関（ADR）として設立されました。当初は、「日本工業所有権仲裁センター」の名称でしたが、01年4月に、工業所有権（産業財産権）から著作権等を含めた知的財産権全般に業務範囲を拡大すると共に、「日本知的財産仲裁センター」に改称しました。

「仲裁センター」と名乗っていますが、当センターが行っている業務は「仲裁」だけではありません。設立当初から、「相談」「調停」「仲裁」の業務を行って参りました。2000年には「J Pドメイン名の紛争処理」を新規業務として追加し、04年には知的財産の侵害・非侵害の判定と、無効事由があるかどうかを判定する「センター判定」業務を追加しました。さらに、06年には、技術標準を実施するための必須特許であるかどうかを判定する「センター必須判定」業務を開始しました。このように、当センターは時代のニーズを反映して、知財紛争を多面的な視点から解決する体制を拡充しつつ現在に至っています。

当事者の合意に基づく調停手続

調停は、調停手続を主宰する調停人が当事者双方に解決案を示すなどしながら、双方の合意に基づいて解決を図る制度です。調停を申し立てると、その相手方が調停に応じる、すなわち、「応諾」により手続が開始され、双方が調停内容に合意して解決する手続です。仲裁センターの調停手続では弁護士と弁理士各1名の調停人が選任されます。種苗法など特殊な分野では専門家が参加することもあります。調

停の相手方となる者には、「応諾」の義務はなく、当事者双方が調停手続で解決することに合意した場合だけ調停が行われます。また、調停の手続、そして、調停の内容も共に当事者の合意に基づく手続ですので、一旦調停を開始しても、気に入らなければ調停からおりることも自由です。調停の申立てを受けた場合には、紛争が存在しているという現実を打開するためには調停で解決できるかどうか、「調停手続に応諾」した上で、調停を成立させるかどうか考えてみてはいかがでしょう。仲裁センターは、応諾しても何らの不利益がないことなど調停で解決することのメリットを説明して、調停手続が進行できるよう工夫しています。

調停手続の最大の利点は、なんといっても非公開性・秘密性にあります。知財事件を裁判所で解決することになれば、判決は最高裁のホームページで公開されたり、判決集などに公表されます。原告・被告とも公開を望まない企業内の情報まで公表されることとなります。当センターでの紛争解決方法では、紛争があるという情報さえも公表されませんので、紛争状態にあるというマイナスイメージも回避できます。

当センターでは、専門性を持った調停人のもとで紛争解決を行うことができます。知的財産を巡る紛争、とりわけ特許紛争の処理には技術分野ごとの専門的な知見が必要です。裁判所の裁判官にはその技術分野特有の専門性を期待することは難しいといわざるをえません。当センターには各技術分野の専門家を用意し、当該紛争分野にふさわしい専門家を調停人に選任して解決するということができます。

裁判所の紛争解決では、地裁・高裁・最高裁と、長い審理期間を要する 경우가少なくありません。当

センターの調停手続では、権利の侵害の問題と共に、特許の有効無効についても一緒に解決することもできます。また、原則6ヶ月での解決を目指しており、やや過去の統計ですが、センターでの調停処理平均日数が176日という数字があります。

強力な紛争解決を期待できる仲裁業務

仲裁とは、当事者間で「当該紛争について、仲裁人に判断をさせ、双方が仲裁人の判断に従う」という仲裁合意あるいは仲裁契約が存在することを前提とする紛争解決方法です。ライセンス契約など知的財産に関する契約に、「本契約から派生する知的財産に関する紛争の解決は日本知的財産仲裁センターの仲裁手続による。」という、**仲裁条項**が盛り込まれていれば、当センターによる紛争解決ができますし、盛り込まれていない場合であっても、紛争当事者双方が当センターによる仲裁にて紛争解決するという合意が成立すれば、当センターの仲裁手続で紛争を終局的に解決することができます。仲裁手続も原則6ヶ月間で解決することを予定しており、その技術分野の専門家を含めた中立・公正な3名の仲裁人による手続です。

紛争の回避・予防のためのセンター判定業務

当センターの設立当初は、紛争が顕在化した後の紛争処理業務、つまり、「調停」「仲裁」を扱っていました。その後、「センター判定」の業務を追加しました。「センター判定」には、「**範囲判定**」と「**無効判定**」の2つがあります。「**範囲判定**」は、特許や実用新案の権利を侵害しているかいないかを判断するもので、「**無効判定**」は、特許や登録商標に無効理由があるかどうかを判断するものです。

センター判定の手続きには、申立人のみが提出した主張や証拠に基づいて判定する「単独判定」の制度があります。「範囲判定」も「無効判定」も、一方当事者（権利者あるいは実施者側）が、権利を侵害するかどうか、特許や登録商標などに無効事由があるかどうかを、中立公正な知財の専門家の判断

を得ることができます。相手方に知られることなく中立公正な判断を得ることができるというだけでなく、判定結果が公表されるということもありません。

特許の有効・無効を最終的に判断するのは特許庁（特許法104条の3制定以後、裁判所も判断しているようです）ですが、特許庁での審決はすべて公開されます。センター判定の手続では、相手方の製品が自社の特許を侵害しているかどうか、自社の特許に無効事由があるかどうかなどについて、知的財産を専門とする公正な第三者に予め判定してもらうことができます。これを踏まえて、侵害訴訟を提起する、あるいは、特許庁の審判を行うなどの材料にすることができます。

仲裁センターの現状と将来

当センターでは、上記に述べたほか、技術標準を形成するパテント・プール参加の是非を判定する**センター必須判定業務**や、**JPドメインに関する紛争処理**などの業務を行っています。特許や商標など知的財産の評価業務においては、中立・公平な判断と知的財産に関する専門的知識が要求されます。まさに当センターに好適の業務でありますので、当センターの特質を活かした「**知財価値評価に関する業務**」について、近く開始できるよう取り組んでいます。不正競争防止法の（技術上・営業上の）「**営業秘密**」に関する紛争を解決する手続の検討も始めました。

日本弁理士会・日本弁護士連合会選出の運営委員を始め職員一同と共に、知的財産に関する紛争全般の裁判外紛争解決機関（ADR）としての当センターへの期待にお応えできるよう、全力で取り組んでおりますので、当センターのご利用をお待ちしています。（原稿の内容は日野修男の個人的見解です。）

お問い合わせ先：日本知的財産仲裁センター事務局

URL：http://www.ip-adr.gr.jp/

メール：info@jp-adr.gr.jp

電話：03-3500-3793



知的財産価値評価推進センターの概要

センター長 久保 司

知的財産価値評価推進センターは、それまで行ってきた、知的財産の価値評価に関する研究等を継続し発展させるべく、平成17年4月1日に日本弁理士会の附属機関として設立されました。

当センターは、知的財産の価値評価に長けた人材の育成を図りつつ、これまで研究を重ねてきた単独的な知的財産の価値評価（一つ又は数個程度の知的財産権の価値評価）のみならず包括的な知的財産権の価値評価（たとえば会社のもつ知的財産権全体の価値評価）についても研究を行い、知的財産の価値評価に関する多様なニーズに対応していくことを目標としています。

また、当センターは、日本弁理士会に対する裁判所からの評価人推薦依頼に対して評価人の人選に携わってまいりましたが、今後は裁判所のみならず多方面に評価人を送出することによって社会における知的財産の積極的活用に使いたいと考えています。

■ 現在の活動状況

当センターでは、センター長1名、副センター長10名の下に、運営委員が64名いて総勢75名の人員で構成され、知的財産の価値評価基準や価値評価マニュアルの策定等を行う第1事業部と、価値評価の市場調査や情報整備等を行う第2事業部と、評価人育成のための研修の企画、運営等を行う第3事業部と、各事業部の調整等を行う総務部と、知的財産の定性評価に特化した研究を行う特別部が組織されています。

■ 2つの価値評価

特許権等の知的財産の価値評価を行う場合の2大方針として、それが事業戦略をスムーズに行うため

にする評価（事業戦略評価）か、経済的な価値を求める評価（経済的価値評価）があることを理解して頂きたいと思います。

事業戦略評価とは、事業と知的財産との関係を判定する評価、事業戦略を行うのに、知的財産で保護されているか否かの評価であります。事業戦略をスムーズに行うためにする知的財産の価値評価が必要です。

知的財産経営または知的資産経営とは、特許・意匠などの知的財産や、これにブランドなどを加えた知的資産を経営に生かして収益増加や企業価値増大（事業戦略）に結び付ける活動をいいます。かかる「知的財産経営」や「知的資産経営」を行うにあつては、事業戦略をスムーズに行うためにする知的財産の価値評価が必要です。

本来、知的財産が関連する事業戦略は特許等知的財産の持つ経済的な価値をベースに考えるはずとされます。しかし、現実はずでに事業戦略があり、社内での特許の格付けの一要素として、特許等知的財産のもつ経済的な価値を求める場合が多いのです。この場合の経済的な価値はクロスライセンス等ライセンス戦略や契約戦略を含めたものを意味します。

このような評価は通常大企業の知的財産部門の中で行われてきていて、われわれ弁理士が行う評価としても、当該企業の事業との関連において、知的財産の存在を判断することを内容とします。例えば、当該事業の実施、製品の販売がどの程度、自己の所有する知的財産で保護されているか、または、他者の知的財産を侵すおそれがないかです。これは弁理士が従来から行っている鑑定と同じ内容のものです。

なお、大企業の場合は事業戦略は知的財産部門と異なる部門で立てることが多いので、事業戦略と知財戦略は比較的明瞭に区別し易いのですが、中小企業の場合は事業戦略をなかなか立て難く、特許を取得した場合に、その特許を用いた事業戦略に意見を求められることもあります。これは評価というより実施はコンサルティングであり、特許価値評価を中小企業の支援ツールとした方法です。

一方、経済的な価値評価は、知的財産の経済的価値（金銭的評価）を行うことでありますが、金銭的評価であっても、例えば、その計算に用いる数値の妥当性が求められ、定性的な面（定性的評価）が影響します。[知的財産の性質からの定性的判断]。

知的財産価値評価推進センターは、このような2つの面の評価を弁理が行えるようにすべく、研究と研修に日夜努力しております。

■ 評価人候補者登録について

センター事業の1つとして、裁判所その他の依頼に応じて価値評価業務を行う適任者を推薦するための選考並びにこの選考の資料となる登録簿（評価人候補者登録簿）の作成及び常備があります。

(1) 評価人候補者とは、裁判所その他からの推薦

の依頼による価値評価業務について受任する意志がある弁理士であって、評価人候補者登録簿に登録を受けた者を言います。

(2) 評価人候補者は、一般弁理士のための研修のほか、候補者専用の研修を受けることができ、評価のための研鑽を行なっています。

(3) 評価人候補者は、評価マニュアルを利用でき、評価の客観性及び妥当性の向上につとめています。

(4) 評価人候補者として登録された弁理士が評価人として推薦されます。選考の手順は公募を原則としています。

また、価値評価業務は弁理士にとって新規な業務であるため、かかる評価業務を行なう弁理士の早期育成のため、評価人補助者制度も採用しています。

当センターは、評価人候補者登録制度を創設することにより、価値評価業務を行なうことのできる弁理士の育成をはかり、推薦も可能な体制をとっています。

会員であれば誰でも評価人候補者の登録申請ができますので、是非、ふるってご参加ください。

以上





国際活動センター

国際活動センター センター長 柳田 征史

はじめに

国際活動センターは国際活動委員会を前身として発展させたもので、2005年に春秋会の藤村元彦先生を初代センター長として発足しました。2006年からセンター長は2年任期となり、浅村皓先生が2代目センター長として後を継がれ、その後を3代目として小職が引き継ぎました。センター員も2年任期で毎年半数ずつ交代で任命されています。

とかく国際関係の委員会は、一般の会員とは遠いところで活動していると思われがちのようですが、実際は、会員の実務の参考になる情報を収集したり作成したりして、広く会員に提供していますので、大いに活用して頂きたいと思います。特に、国内外で開催されるセミナーの中身については、セミナーに参加できなかった会員も勉強になるように各講義を日本語で要約した報告をしていますので、有効に利用して頂きたいと思います。

責務

国際活動センターは、日本弁理士会の国際的な顔として、海外の弁理士会や知財関連組織と交流するとともに、日本弁理士会会員の国際的業務を支援しています。また、外に向けて国際問題に関する意見を発信するブレンとしても活動しています。

組織と活動

そのような責務を果たすため、国際活動センターは、企画政策会議の下に3つの常設部会「国際政策研究部」、「外国情報部」、「日本情報発信部」を設け、さらに、各国団体との交流会の企画実行など特定の

目的に応じて随時組織される「プロジェクトグループ」があります。

企画政策会議は、国際活動センターの基本方針を定める組織で、正副センター長と各部会の部長、それに国際関係に経験の深いアドバイザーから構成されています。今年度からは、理事会からの世代交代を図るようにとの要請に応え、正副センター長とアドバイザーを中心としたシニア会議と、正副センター長と各部会の部長を中心としたジュニア会議に分けて、比較的新しいメンバーが活発に意見交換できる場を設けています。

国際政策研究部は、常日頃から国際問題を研究し、特許庁や外国の団体からの意見聴取に応じて意見を具申したり、自発的に日本弁理士会の意見を発信したりしています。

外国情報部は、会員の外国出願業務の遂行に資するため、諸外国の知財制度等に関する情報を収集して会員に提供しています。また、外国の知財法や実務に関するセミナーを、継続義務研修の一つとして行なっています。APAAジャーナルに毎号資料を掲載しているのは、この部会です。

日本情報発信部は、日本の知財関連の法律や実務を海外に向けて英語で紹介し、海外のクライアントである代理人や企業に情報サービスするとともに、海外からの依頼業務を遂行する能力のレベルアップに資する情報を会員に提供しています。すなわち、海外のクライアントに日本の法律や実務を理解してもらい、日本への出願が少しでもスムーズにできるように、また会員が海外からの出願を代理する上で役に立つように、英語の資料を作成しています。こ

ご挨拶

これらの情報は、主にホームページに掲載しています。

プロジェクトグループは、各国団体との交流会など、特定の目的に応じて随時組織され、その企画と実行を行っています。また、交流のために来日した外国弁理士会のメンバーを講師として、継続研修の対象となるセミナーを開催しています。

これまでに組織されたプロジェクトグループの担当業務は以下の通りです。

- ・米国知財法協会（AIPLA）との交流会
- ・ドイツ弁理士会（PAK）との交流会
- ・中国弁理士会（ACPAA）との交流会
- ・韓国弁理士会（KPAA）との交流会
- ・英国弁理士会（CIPA）との交流会
- ・英国商標代理人協会（ITMA）への協力
- ・FICPI（国際弁理士連盟）の日本シンポジウムへの協力
- ・ミュンヘン知財センター（MIPLC）のセミナーへの協力（ソフトウェア委員会と共同）
- ・アジアセミナー（クアラルンプールでの日本知財実務セミナー）
- ・国際活動センターのホームページ作成・管理

交流会

プロジェクトグループで活動する交流会は、米国のAIPLAと毎年4月に東京で行なっている会合を始めとして、先方の代表団が来日したときお互いにスピーカーを出し合ってプレゼンの交換をする小規模な会合を、理事会とセンター員を中心として午前に行ない、一般会員を対象とした来日メンバーによる大規模なセミナーを午後に行なうことが通例になっています。また、こちらから外国に出かけて行くときは、一般会員に公開して参加を募り、先方の国で講義の交換をしたり、特許庁や裁判所、また特許事務所を見学したりします。昨年秋は米国特許商標局と裁判所（CAFC）を見学し、CAFCではレーダー判事を尋ねて、法廷の真裏の判事が協議する子部屋まで案内してもらいました。



ホームページ

国際活動センターは、ホームページを充実させ、弁理士の国際的業務を遂行する上に参考となる情報がホームページから随時得られるようにしています。ホームページには、JPAAジャーナルを通して会員の皆さんにお知らせした外国関連情報を掲載して、いつでも参照できるようにしています。

最後に

最近、米国はじめ外国に駐在したり留学したりして、国際的な感覚や知識を身につけた弁理士も増えてきています。また、外国人でありながら言葉のハンディキャップを乗り越えて弁理士試験に合格し、その国に特化した仕事で活躍している弁理士も登場しています。

弁理士は、他の士業と違って、国際的業務を多く扱いますから、日頃から外国を意識することが多いものです。国際活動センターでは、会員なら誰でも参加できる、全会員に開かれたセミナーや交流会を随時催していますから、是非気軽に参加して頂き、国際的感覚を刺激し、磨いて頂きたいと思っております。



政権交代

弁政連副会長 福田伸一

1. ご挨拶

昨年度、政治連盟担当副会長であったご縁もあり、本年5月27日付開催の第1回理事会決議を以て、弁理士政治連盟副会長に就任しました。

任期中、日本弁理士クラブ会員の皆様のご協力を頂きつつ、職務を全うする所存でありますので、ご指導の程、よろしく願いいたします。

2. 政治連盟正副会長の陣容

前記第1回理事会において、政治連盟は会長及び副会長の一部について改選を行いました。会長には古谷史旺先生が就任し、副会長には次の先生が就任し、定例の正副会長会では知財政策について活発な議論がなされ、更には知財議員への表敬訪問等を行っています。

谷山 守先生、杉本勝徳先生、飯田昭夫先生、中島三千雄先生、松尾憲一郎先生、永井義久先生、白井重隆先生、小川眞一先生、奥村茂樹先生、富崎元成先生、井内龍二先生、丸山幸雄先生、榎本英俊先生（順不同）

3. 喫緊の課題

本年度の政治連盟においては、次の事項を喫緊の課題として取り組んでおります。

知的財産制度

- (1) 特許庁と裁判所のダブルトラック
- (2) 中国によるITセキュリティ製品(対象13品目)への強制認証制度
- (3) 地球温暖化防止対策と知的財産

弁理士制度

- (1) 特許・実用新案・意匠・商標に関する弁理士専権維持について
- (2) 弁理士増員問題について
- (3) 条約類に代表される弁理士試験の在り方について

4. 議員連盟等

弁理士（知財）に関連する国会議員連盟としては、主に、

1. 民主党・知的財産制度改革推進連盟
2. 自由民主党・弁理士制度推進議員連盟
3. 公明党・知的財産制度議員懇話会

という組織が存在します。

本年度正副会長会においては、就任後、6月4日に弁理士制度推進議員連盟（自由民主党）の総会を開催し、6月16日には知的財産制度改革推進議員連盟総会（民主党）に出席しました。

何れの総会も、多数の国会議員に出席して頂き、知財を通じた国策について熱い議論が交わされました。

また、7月3日には首相官邸において河村建夫内閣官房長官を訪問し、「規制改革のありかた」についての陳情を行いました。

さらに、8月5日には細野哲弘特許庁長官を表敬訪問し、先の喫緊の課題の外、中小企業支援対策等に関する意見を申し上げました。

5. 政権交代

ところで、そのような活動を行っている最中、衆議院が解散されました。

昨年秋以来、いつか解散されるとは分かっていたはい

たものの、それが現実のものとなった時、今後の政局運営について相当なインパクトを受けました。

これは、一国民として「本当に政権交代するのだろうか、交代することで、この国が良い方向へ進むのだろうか…」、政治連盟副会長として「知財や弁理士制度の行方はどうなるのだろうか…」というような、様々な思いが頭の中で交錯しました。

既にご存じのように、8月末の総選挙において、大方の予想以上に民主党が圧勝し、政権交代が実現しました。自由民主党、公明党による連立政権に代わって民主党、社会民主党、国民新党による連立政権が誕生しました。

その一方、自由民主党において、これまで各種会議で親しくさせて頂き、知財や国策を熱く語った自由民主党議員の多くが落選しました。政権交代によって、日本が変わることに期待しつつも、一抹の寂しさを覚えたのも事実です。

この原稿を執筆している9月16日、当然のことながら、民主党鳩山由紀夫議員が首相に指名されました。一人の国民として、また、知財に関わる者として、是非とも日本を正しい方向へ舵取りして頂くことを願っております。マスメディアにおいては、民主党による新政権の政策として、高速道路無料化、年金・医療・介護の社会保障制度拡充など国民の生活に直結した政策に優先的に予算配分し内需主導型の経済成長への転換がアピールされています。当然、これらの身近な政策も重要ですが、資源の乏しい日本の将来を考えた場合、成長戦略の基礎となる産業競争力の強化、そのための科学技術の発展と知的財産制度の拡充は未来永劫続けていかなければならない重要な国家戦略であると考えます。前自由民主党政権が進めてきた科学技術創造立国と知的財産立国の実現は未だ途上であり、新政権においても引き続き国家戦略の大きな柱として取り組んで頂くことを願っております。

幸いなことに、民主政策集「INDEX 2009」には“知的財産立国の実現”が提唱されております。是非とも、政権党として、知的財産立国の実現に向

けて強い政治力を発揮して頂きたいと思っております。

さらに、政権人事において、弁理士である管直人先生が副総理・国家戦略担当／内閣府特命担当大臣（経済財政政策、科学技術政策）に就任されました。知財はもとより、科学技術政策に精通されている管直人先生の就任は国家にとって最善であると共に、知財に関わる私たち弁理士にとっても極めて有意義であり、期待するところ大であると考えております。

もちろん、弁理士も知財を通じて国家戦略に参画し、国民の期待に応えることが重要であると考えております。

6. 生活と政治

少し前まで、特に若者の政治離れが著しいと言われていました。しかし、今回の総選挙においては、これまで、どちらかといえば一部の国民の興味事であった政治というものが、極めて多数の国民の興味事となり、且つ、政治と生活とが直結するものであるという認識を与えました。

今回の総選挙は、政権交代というインパクト大な結果はもちろんですが、国民と政治との距離を縮めたという点において、極めて重要な意味を有していると考えます。

各政党が発表するマニフェストを理解し、自らが賛同できる政党／候補者を支持する選挙が繰り返される、マニフェストが正しく実行できない政党は淘汰されていく、という仕組みが継続することで、国民生活を重んじる国民主導の政治が実現されるものと期待しています。

7. 最後に

昨年度、本会の副会長として各種活動する中、「政治」というものを臆気ながら理解してきたような気がしています。これからの政治連盟での活動を通じ、もっと「政治」を理解すると共に、自らが得た知識を、可能な限り多くの、そして、若い会員へ還元するように努力してまいりたいと思っております。